

石岡市耐震改修促進計画（改正案）

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日法律第123号）に基づき、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」を勘案して、「石岡市耐震改修促進計画（改正案）」を策定します。

計画の概要

（目的） 本計画は、市内の建築物の耐震診断・耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して、市民の生命、財産を守ることを目的として策定するものです。

（計画期間） 令和4年度～令和7年度（4年間）

（対象建築物） 建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）改正以前に建築された次の建築物。

種 類		内 容
民間建築物	住宅	戸建住宅
	特定既存耐震不適格建築物	特定建築物 （一定規模以上の病院、社会福祉施設、ホテル・旅館、店舗・百貨店、賃貸共同住宅、事務所や工場など）
		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物
公共建築物	市有建築物 （市有の特定既存耐震不適格建築物に規模要件に該当しない小・中学校、幼稚園、保育所、公民館等を加えた建築物）	

耐震化の状況・目標

本計画における対象建築物の耐震化率及び目標値は以下のとおりです。

種 類	前回改正時の耐震化率（H27）	今回改正時の耐震化率（R3）	前回改正時の目標値（令和2年度時点）	今回改正時の目標値
住宅	75.1%	83.6%	95%	令和12年度までに概ね解消 ※中間目標 95%（令和7年度）
民間特定建築物	61.5%	69.2%	85%	令和7年度までに耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消 ※上記以外については令和12年度までに概ね解消
市有建築物	96.8%	97.6%	95%	令和7年度までに100%

耐震化を促進するための主な施策等

支援策	耐震診断	●石岡市木造住宅耐震診断士派遣事業	耐震改修	●石岡市木造住宅耐震改修補助金
	その他	●石岡市木の住まい助成事業 ●石岡市住まいづくり推進事業 ●石岡市危険ブロック塀等撤去補助金 ●相談窓口の設置		
啓発・知識普及		●相談への対応や情報の提供 ●パソネット等の配布による啓発		

今後のスケジュール

2月7日（月）	2月中旬～3月上旬	3月中旬	3月末日
産業建設委員会への説明	パブリックコメント実施	産業建設委員会への説明	改正